

議発第9号

掛川市もったいないを合言葉にカーボンニュートラルを推進する条例の制定について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第112条及び掛川市議会会議規則（平成17年掛川市議会規則第1号）第14条第1項の規定により、裏面のとおり議案を提出する。

令和5年9月29日提出

提出者

掛川市議会議員

山本裕三	高橋篤仁	鷺山記世
安田彰	大井正	山田浩司
橋本勝弘	石川紀子	嶺岡慎悟
富田まゆみ	藤澤恭子	勝川志保子
寺田幸弘	鈴木久裕	藤原正光
窪野愛子	松本均	二村禮一
草賀章吉	山本行男	松浦昌巳

掛川市もったいないを合言葉にカーボンニュートラルを推進する条例

現在、地球上では温暖化が深刻化し、各地で気象災害が多発している。地球環境を守るためには、二酸化炭素等の温室効果ガス排出量を2050年までに実質ゼロにするカーボンニュートラルの実現を目標として、今、私たちにできることを学び、行動に移すことが重要である。

本市は、令和2年7月に内閣府の「SDGs未来都市」に選定されたことから、今後、SDGsを推進するため積極的な温暖化対策に取り組まなければならない。

そこで、私たち市民は、「もったいないを考える日」を設け、資源と経済の好循環の達成に向けた取組を推進するとともに、環境に関する意識と行動の変革を進め、カーボンニュートラルを目指した持続可能な社会・経済の構築を実現するため、この条例を制定する。

(目的)

第1条 この条例は、カーボンニュートラルを推進するため、省エネ、省資源等に関する基本理念を定めるとともに、市民等、事業者及び市の責務を明らかにすることにより、もって資源と経済の持続可能な循環型社会の実現を図ることを目的とする。

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

(1) もったいない 次に掲げる行為又は事実を惜しいと感じる心的状態をいう。

ア 資源を無駄にすること。

イ 資源が無駄にされている現状を知らないこと。

ウ 資源が無駄にされている現状を知らない人にその情報を伝えないこと。

エ 資源を無駄にしないための行動を起こさないこと。

(2) カーボンニュートラル 二酸化炭素その他の温室効果ガスの排出量を減らすとともに、植林等により温室効果ガスの吸収量を増加させることで、実質的に温室効果ガスの排出量をゼロにすることをいう。

(3) もったいない運動 もったいないを合言葉に、省エネ、節電、節水、食品ロスの削減、資源化等の促進によるごみの排出量削減その他脱炭素につながる取組及び情報発信等により、カーボンニュートラルの実現を目指す運動をいう。

(4) 市民等 市内に住所を有する個人及び法人その他の団体（事業者を除く。）並びに市内に通勤し、又は通学する個人をいう。

(5) 事業者 市内で事業を営む個人及び法人その他の団体をいう。

(基本理念)

第3条 市民等、事業者及び市は、もったいないを合言葉に、省エネ、省資源、資源化の促進その他持続可能な循環型社会の形成につながる行動に努めるものとする。

(もったいないを考える日)

第4条 この条例の理念に基づき、市民等、事業者及び市がともに、もったいない運動を行動に移す契機とする日として、もったいないを考える日を設ける。

2 もったいないを考える日は、毎月9日とする。

(市民等の責務)

第5条 市民等は、第3条に定める基本理念にのっとり、もったいない運動を実施するよう努めるものとする。

2 市民等は、市、事業者及び他の市民等が実施するもったいない運動に参加し、及び協力するよう努めるものとする。

(事業者の責務)

第6条 事業者は、第3条に定める基本理念にのっとり、従業員及び他の事業者と相互に連携を図りながらもったいない運動を実施するとともに、もったいない運動を積極的に推進するよう努めるものとする。

2 事業者は、市、市民等及び他の事業者が実施するもったいない運動に積極的に参加し、及び協力するよう努めるものとする。

(市の責務)

第7条 市は、もったいない運動の推進、普及及び啓発に努めるものとする。

2 市は、市民等及び事業者が実施するもったいない運動を支援するよう努めるものとする。

3 市は、市民等及び事業者が実施するもったいない運動の活性化を図るため、他の地域等における事例を調査するとともに、情報提供に努めるものとする。

4 市は、市民等及び事業者が実施したもったいない運動に関する取組の状況を取りまとめ、これを公表するものとする。

(人材育成)

第8条 市は、もったいない運動を推進するため、研修会、交流会等を実施して職員の意識向上を図るとともに、学校等と連携を図り、人材の育成に努めなければならない。

2 市民等は、もったいない運動を推進するため、家庭又は地域における環境活動の場において、率先して行動できる人材の育成に努めるものとする。

3 事業者は、もったいない運動を推進するため、専門部署の設置、関係事業者等との連携を図り、

従業員等の人材の育成に努めるものとする。

附 則

この条例は、令和6年4月1日から施行する。